

# 岐阜県内宿泊事業者支援金

## 【申請受付要項】

### 【受付期間】

令和3年5月27日（木曜日）から令和3年6月28日（月曜日）まで

### 【受付方法】

#### 1 申請書類の提出 別表1-1

申請書類の提出は、郵送のみ受付しています。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。（持参による申請は受付していません。）

※令和3年6月28日（月曜日）の当日消印有効です。期限を過ぎた申請は、受付できませんので十分ご注意ください。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※「宿泊事業者支援金 申請書在中」と朱書きしてください。

※オンラインによる申請受けは行っていません。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。（料金不足の場合は受付できません。）

#### <宛先>

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11-12

岐阜県水産会館内 「岐阜県内宿泊事業者支援金」事務局 宛

#### 2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード  
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/152676.html>)
- ・県事務所の振興防災課（総合庁舎内）
- ・市町村役場の所定の窓口

### 【お問合せ先】

○岐阜県内宿泊事業者支援金の専用相談窓口（コールセンター）

電話番号：080-4963-2914

080-4528-2168

080-4539-1498

080-4967-9809

受付時間：9時00分～17時00分（土日祝日を除く）

# 岐阜県内宿泊事業者支援金 申請受付要項

令和3年5月26日

## 支援金の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により深刻な影響を受けながら、各種感染防止対策に取り組みつつ、ウィズコロナ・アフターコロナにおける県内観光振興のために営業を継続する意思のある県内宿泊事業者に対し、支援金を支給いたします。

## 支援金の支給対象

■支援金の支給対象者は、次のすべての要件を満たす事業者となります。

- ・ 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により、岐阜県知事又は岐阜市長の許可を受けた者が行う同法第2条第2項又は第3項に規定する営業に係る施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設及び国、県、市町村又は第三セクター等が所有し、管理し、又は運営する施設を除く。）であって、従前から広く不特定多数の利用に供する施設の営業を行う者であること。
- ・ 令和3年5月26日時点で前号の許可に係る営業を行っている者であって、同日以後も当該営業を継続する意思を有する者（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年2月1日以降に休業し、この支援金の支給申請時点においても休業している者であって、当該感染症が収束した際には当該営業を再開する意思を有する者を含む。）あること。
- ・ コロナ社会を生き抜く行動指針（令和2年5月15日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部策定）に沿った感染防止対策を実施している者であること。
- ・ 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。  
また、上記の暴力団及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- ・ 国、県、市町村又は第三セクター等運営に公的資金が入る団体ではないこと。
- ・ 令和3年5月26日から支給決定の日までの間に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した施設のうち、当該施設において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したと知事が認めるものを運営する個人又は法人等ではないこと。

## 支援金の支給額

岐阜県内で営業する各宿泊施設の宿泊定員数の合計人数によって異なります。

岐阜県内の営業宿泊施設の宿泊定員数の合計数	支給金額
50人以下	40万円
51人以上200人以下	120万円
201人以上	200万円

## 申請手続き

### ■申請受付期間

令和3年5月27日（木曜日）～令和3年6月28日（月曜日）

※令和3年6月28日（月曜日）の当日消印有効です。期限を過ぎた申請は、受付できませんので十分ご注意ください。

### ■申請方法

- ・申請書類の提出は、郵送のみ受付しています。
- ・提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。（持参による申請は受付しておりません。）

<宛先>

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11-12

岐阜県水産会館内 「岐阜県内宿泊事業者支援金」事務局 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※「宿泊事業者支援金 申請書在中」と朱書きしてください。

※オンラインによる申請受け付けは行っておりません。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。料金不足の場合は返送します。

### ■申請に必要な書類

別表1-1に示す書類で該当するものすべてを添付し、申請してください。なお、提出書類はA4サイズに統一してください。

※様式1～4は、インク又はボールペンで記載してください。（修正液、修正テープ等での訂正は不可。消せるボールペンは使用不可。）

※別表1-2についてもチェックを記入のうえ提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

### ■申請書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード
- ・県事務所の振興防災課（総合庁舎内）
- ・市町村役場の所定の窓口

### ■その他注意事項

複数施設を運営される事業者の方については、複数施設分をまとめて1つの申請としてください。

## ■ 支援金の支給

申請書の審査が終了したもののから順次支給します。

## ■ 支給決定に係る通知等

- ・ 申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、支援金のお支払いをもって通知に代えさせていただきます。(別途通知はしません。)
- ・ 申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給決定通知を発送いたします。

## ■ 支給決定の取り消し

本支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給決定を取り消します。既に支給済みの場合、申請者は、支援金を返還のうえ、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額に年 10.95%の割合で計算した額）を併せて納付していただきます。

## ■ 現地確認について

- ・ 申請いただいた施設が申請要件に該当しているか確認するため現地確認をさせていただく場合があります。
- ・ 現地確認にご協力いただけない場合や、現地確認の結果、不正が確認されたり申請要件への該当性が判断できない場合等は不支給とさせていただきます。

## その他

### ■ 問い合わせ先

本支援金の申請等に関する質問は、以下の相談窓口にお問い合わせください。

岐阜県内宿泊事業者支援金の専用相談窓口（コールセンター）

電話番号：080-4963-2914

080-4528-2168

080-4539-1498

080-4967-9809

受付時間：9時00分～17時00分（土日祝日を除く）

### ■ 不正等について

申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報を公表することがあります。